

保護者の皆さまへ

～給食費に関するお知らせ～

平成31年(2019年)4月
小田原市学校給食会

小田原市では、全小学校・中学校と2つの幼稚園にて、子どもたちの身体のため、安全で栄養バランスを考慮した学校給食を実施しています。各学校や共同調理場の栄養士が、地場産物を取り入れた、季節に合った美味しい献立を提供しています。

このような学校給食を提供するため、保護者の皆さまへは、『給食費』のご負担をお願いしています。

◎小田原市の給食費

現在の給食費の月額はおおりのとおりです。

小学校 月額 4,300円 (1食単価 257円)

中学校 月額 5,000円 (1食単価 307円)

幼稚園 月額 3,900円 (1食単価 230円)

※ 給食費はすべて食材費です。(人件費・光熱水費等は含まれておりません。)

◎給食費のお支払いは、口座引き落としです

給食費は、学校ごとに指定した金融機関での口座引き落としとなります。

●引き落とし金融機関(学校別)

- ・ゆうちょ銀行 (小学校) 三の丸・新玉・足柄・芦子・大窪・早川・山王・町田・久野
下府中・桜井・千代・下曾我・片浦・曾我・矢作・報徳・豊川
前羽・下中
(中学校) 城山・白鷗・白山・鴨宮・城北・橋
(幼稚園) 前羽・下中
- ・さがみ信用金庫 (小学校) 富水・国府津・酒匂・東富水・富士見
(中学校) 国府津・酒匂・泉
- ・JA かながわ西湘 (中学校) 城南・千代



おだわら口座振替推進キャラクター『がまこ』

●引き落としスケジュール

引落日は、毎月5日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)です。前日まで入金ください。
給食費のほか、引落とし手数料がかかります。保護者様の負担となります。

(ゆうちょ銀行：10円/1件、さがみ信用金庫：32円/1件)

※ 平成31年度最初の口座引き落としは、5月7日(火)です。(4・5月分は2か月分です。)

※ 平成31年度の口座引落日程・**金額は、別途学校より連絡があります。(教材費等と同一)**

◎よくある質問と回答

Q 1 口座の引落日に引き落としがされなかったのですが。

A 1 通常、前日までに入金いただければ、引落日に引き落としがされます。通帳を記帳のうえ、ご確認ください。

また、月額給食費のほか、引落し手数料（ゆうちょ銀行 10 円／1 件、さがみ信用金庫 32 円／1 件）がかかります。月額給食費のみ入金した場合、引き落とされませんのでご注意ください。

Q 2 兄弟姉妹がいる場合はどのようになりますか。

A 2 同じ学校に通っている兄弟姉妹などで、引き落とし口座を同じものになっている場合は、兄弟姉妹を合算した金額が引き落とされます。（小学校と中学校などの場合は、別になります。）合算した場合、引落し手数料は 1 件扱いになります。

Q 3 長期入院や学級閉鎖などで給食を食べない場合の給食費はどうなりますか。

A 3 保護者から学校へ申出をし、給食を停止した場合などは、給食費を変更します。9 月及び 2, 3 月分の引落額にて調整します。（還付が生じる場合は、直接返金します。）

Q 4 残高不足などで引き落としが出来なかった場合は。

A 4 同月の 20 日に再度引き落としますので、前日まで入金ください。（学校給食会より、通知及び電話にて連絡します。）

また、再引落日にも引き落としが出来なかった場合は、翌月に 2 か月分の引き落としとなります。（該当月分に対し、当月 2 回、翌月 2 回の最大 4 回の引落しをします。）

Q 5 生活が厳しく、給食費を支払うのが難しいのですが。

A 5 一定の所得条件等がありますが、『生活保護』（市生活支援課保護係 **0465-33-1463**）や『就学援助制度』（市教育指導課学事係 **0465-33-1682**）を検討ください。（給食費の援助制度があります。）

また、年 3 回支給される児童手当から、あらかじめ未納分の給食費を差し引いて、支払うことも出来ますのでご利用ください。（手続きが必要で、学校給食会までご連絡ください。）

Q 6 給食費を払わないとどうなりますか。

A 6 当月集めた給食費を、翌月食材の支払いに充てており、給食費が払われないと、学校で毎日提供している給食に支障がでてしまいます。このため、毎月の確実な納付をお願いしています。給食費を払わないかたへは、学校給食会にて、通知や電話、個別訪問をし、早期の支払いを促しています。場合によっては、学校へ連絡することもあります。

☞ 給食費のお問い合わせは、

小田原市学校給食会 事務局：小田原市教育委員会 学校安全課給食係内

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 TEL 0465 (33) 1694 まで。